

景観緑三法案に対する今後の対応

社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会

(株式会社総合計画機構) いとたに まさとし 糸谷 正俊

(株式会社ZEN環境設計) なかむら きゅうじ 中村 久二

はじめに

景観緑三法とは、景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三法をいうが、いずれも当協会の業務に深く関わる法律であること、この制定によってわが国の景観緑行政の質的・量的変化が予測されること、さらにはこれからのまちづくりや都市環境整備の上で革新的な内容を包含する制度であると評価されることから、以下、糸谷が景観緑三法に関する特徴・課題等について述べるとともに、中村が景観行政先進国での景観・緑化政策の事例を掲げ、今後の業界の取り組みをまとめる。

ランドスケープコンサルタントと 景観・緑化業務

当協会の会員は平成16年3月末現在で199社を数える(うち正会員110社、準会員32社、賛助会員57社)。会員各社の「景観」にかかる最近の業務をe-PLA(当協会の業務検索システム)で見ると登録業務7,859件のうち319件に上り、もともと緑化・緑地整備の専門家集団であることに加

え、景観形成・整備に関するコンサルタントとしても重責を担っていることが分かる。

近年の美しい国づくりや観光振興の要請を受け、また国際化時代に対処できる(将来的に海外ランドスケープアーキテクトのライセンスとの相互承認を意図している)職能の確立を目指して当協会は、平成14年度より登録ランドスケープアーキテクト(以下RLAと略す)資格認定制度を立ち上げた。すでに特別認定された200人余のRLAは、日々景観計画や都市緑化等の業務を遂行する一方、平成16年度から始まる本格的な試験実施に向けての問題作成や資格制度の普及啓発等にボランティアとして取り組んでおり、景観緑行政の推進に向けてこの資格制度の普及と活用が待たれるところである。

景観緑三法の内容と特徴

景観緑三法は、美しい国づくり政策大綱や観光立国行動計画等の国策と、全国での景観緑行政の進展を背景とし、景観計画等の策定により、各種の規制誘導と、景観形成事業や緑地環境整備への補助、税の適正評価等を実現手法として駆使するものである。

ここで景観法案についてその特徴を見ると、以

下の4点を挙げるができる。

(1) 景観に関する基本理念を明記したこと

法の目的を形式的に定めるだけでなく、基本理念として良好な景観が国民共通の財産であること、良好な景観が地域の自然・歴史・文化と人々の生活等との調和により形成されること、良好な景観は多様な形成が図られる必要があり、また地域一体の取り組みが必要であること、良好な景観を保全するのみならず新たな創造にも取り組むべきこと、等が謳われ、国の考え方をはっきり打ち出したことは素晴らしい。

(2) 対象を都市景観に限定せず農山漁村や自然公園の景観、さらには歴史的文化的景観についても視野に入れていること

従来景観整備という都市景観を対象とし、それも建築表装部分を景観デザインとして扱う場合が多かったが、法案では広く景観を土地利用として、また動的に時空間としてもとらえ、まさにランドスケープの世界として展開することを意図している。

(3) 法定計画として景観計画を位置づけたこと
景観行政は地方の命題という枠組を国が関与することで取り扱うとともに、法定計画とすることで地方自治体、自治体連合、都道府県等の多様で実現性の高い取り組みを可能としている。

(4) 景観形成における自治体や住民・事業者の活動を重視し、地域主導のシステムを導入していること

景観整備機構、景観協議会等を位置づけ、住民等と行政が協働して取り組む場を設け、また景観協定制度により住民合意による景観形成を可能にしている。

また第2の法案は、画期的な景観法の施行に向け、都市計画法、屋外広告物法等関係法律を改正するもので、開発許可基準や地域地区制度の追加修正や、不適切広告物の簡易除去等を規定したものである。これにより都市計画上景観行政の一つのシンボルである美観地区が廃止され、新たに景

観地区が制度化されることになった。

さらに都市緑地保全法の改正においては、法律名が都市緑地法となり、緑地保全地域の指定、緑化地区制度の創設等を内容としており、市民協働の管理協定制度の適用拡大や緑化の義務化等、市民参加時代や地球環境時代の要請を受けた制度強化が一つの特徴となっている。

先進諸国の景観・緑化対策

前記のような特徴を踏まえつつ今後の景観緑化策を考える上で参考になるであろう海外先進諸国の事例をここで紹介したい。

諸外国では、ランドスケープコード（緑化に対する基準法・仕様）を公共空間・民間空間に対して設けているケースがある。その基準や対象となる用途地域は国によってさまざまであるが、単に平面的な公開空地の規制だけでなく、立体的な空間の緑地にまでその基準が設けられている国がある。

ランドスケープコードはアメリカやカナダ、オーストラリアなどの西洋の諸国だけでなく、シンガポール、マレーシア、タイ、お隣の国、韓国でも設けられており、都市部の更新ごとに緑化空間が創出される仕組みが基準化されている。また、ランドスケープコードを持たないイギリスなどでは、コモンと呼ばれる地域の共有空間が民有地の公的緑化の役割を果たしたり、行政だけで都市の緑化インフラを構成するのではなく民有地を含めた緑化が公共の緑化と一体となり都市緑化を構成している。

まさに、景観緑三法に謳われていることの実践的な制度である。

(1) シンガポールの事例

シンガポールは、マレー半島最南端に位置し、面積が淡路島と同等の都市国家である。1957年には政府が「ガーデンシティ構想」を発表しリー・クアンユー前首相の強力な指導力のもと、積極的

な緑化キャンペーンが展開された。加えて緑化に関するさまざまな法規を制定することで、わずか30年間で「ガーデンシティ」の名にふさわしい緑化都市を作り上げた。この基準法がランドスケープコードである。

コードは用途地域によってさまざまに区分されているため、ここでは視覚的に分かりやすい概要のみを紹介する。(なおこの資料は、聞き取り調査によりまとめたもので実際の法規と多少言葉のニュアンスが違う部分もある)

①商業地区

商業地区は、敷地の約30%の面積を公共の空間として活用できるランドスケープで覆わなければならない。また、屋上庭園等で特定利用者しか利用できない空間の緑地はカウントできない。

商業地区のランドスケープは、ハードランドスケープ(歩道・東屋・駐車場等)15%とソフトランドスケープ(緑地)15%に分類される。

デベロッパーは行政に、全体計画案を示し、全体の建築費の10%をディポジット(補償金)として行政に預ける。もし、計画どおりに工事が遂行されなかった場合、例えば、柵を設け一般の人が入れない空間を作った場合は、ディポジットを使用して柵を取り除いたり、植栽を追加する工事を、行政が指導して行う。

②工業地区

工業地区などでは、緩衝緑地帯を設け、施設(例えばガントレークレーン)等が見えなくなるまで緑化をする。

③その他のコードの例

・リテーニングウォール

地形を造成し人為的に造ったリテーニングウォール(擁壁)はツタなどの緑で覆う。

・駐車場

駐車場は外から車が見えないように緑地帯を設けるか、6台あたりに1本の高木を植える。

・植栽柵

最低、高木には2×2mの植栽柵を設ける。

・人工的に造った構造物



リテーニングウォール(構造擁壁)

自然の地形を造成し擁壁などをつくる場合は壁面の100%を緑化しなければならない。その結果、構造用擁壁を安易に計画するのではなく、緑化を取り入れた構造物とする工夫がなされるようになった



構造物の緑化

人工の構造物を創る場合は構造物表面の70%を将来目標とし緑で覆わなくてはならない。その結果、緑視率が確保されることとなった

歩道橋などの構造物は緑視率の70%を緑で覆う。高速道路の下、橋の下などの公共空間は緑で覆う。

(2) アメリカの事例

アメリカの場合、ゾーニングコードのもとにランドスケープコードがある。州によってそれぞれの規制、都市によって規制が異なり一概にコードが一定ではない。

商業施設などにはシンガポールなどと同様にソ

フト・ハードのランドスケープコードがあり、駐車場の規制も同様である。また、建設前の補償金などの制度も存在するが、緑視率に関する規制はない。一方、住宅地などにはランドスケープコードは適用されず、建坪率の規制のみで緑豊かな住宅環境ができています。これは地面をアスファルトなどで覆わず地下浸透の芝生などにするのが当たり前という概念から自然に緑が多くなっている。

①デザインレビューボード

ほとんどの州にはデザインレビューボードと呼ばれる住民参加型のデザイン審議会があり、ランドスケープコードに適応された計画であるかが審議される(シンガポールは行政主導、アメリカは民間参加型)。

デザインレビューボードのメンバーは、おおむね5人程度で構成されており、次のようなメンバーで構成されるのが一般的である。建築家1人・ランドスケープアーキテクト1人・開発者1人・住民2人。

このデザインレビューボードの中で、地域別コードの変更が可能となっており、例えば、15m必要とされている緑地帯を地域の実情に合わせ14mにすることもデザインレビューボードのメンバーで審議・決定することができる。

②ランドスケープボード

保全・保存に関することの審議会である。もちろん州によって保全・保存に関する規制は違うが、既存樹がある敷地を開発するときは、用途地域により30～10%の既存林を生かした開発をしなければならない。このことに対する審議を行う。

③その他

・セットバック

日本でも導入した制度である。

・樹種の規制

地域により使用する樹種を決めている地区がある。

・樹木の集計の仕方

コードによる樹木のカウンターの仕方は、緑陰の多さによっても変わってくる。葉張りなどがその

例。

アメリカでは、複雑なランドスケープコードが重なっており、住民の審議会もあることなどから一概に例を示せないが、今度、それらを取りまとめた表を作成したいと考えている。

(3) 韓国の造景(ランドスケープコード)の事例

隣の国の韓国でもランドスケープコードがある。都市部のほとんどの土地が個人の所有である等、日本の土地所有制度と比較的類似している韓国だが、個人が住宅として所有できる面積の上限が定められているなど日本と違う法がかけられている点もある。民有地の緑化の規制をしないと緑被率が上がらない点では日本と同様の社会的条件である。

新規に計画される場合はコードに従って開発していくことが義務づけられており、いろいろな緑化に対する緑被率の規制がある。

本稿では日本の自治体が行っている風致地区の条例に近い住宅地のコードの例を示す。

韓国では、ランドスケープのことを造景と呼ぶ。この例は、韓国のコードの一部を翻訳したものである。

①住宅地のコードの事例

・敷地面積に対する造景(ランドスケープ)の割合

敷地面積の15%以上を造形(ランドスケープ)としなければならない。なお、2階DECK部分の造景(ランドスケープ)面積はその2/3までカウントできる。

上記部分の造景(ランドスケープ)については下記の条件が定められている。

- ・高木は1m²当たり0.3本以上、樹高2m以上の高木60%以上、常緑樹50%、落葉樹50%(落葉樹の20%以上は有実樹)
- ・灌木は1m²当たり0.5本以上
- ・最低土深は1.2m以上

- ・帯形植栽時の最小幅は1.5m以上
- ・植栽以外にパーゴラ，造形物，プランター，景石等も認定されることがある
- ・φ12cm以上，葉張3m以上，樹高5m以上の木を5m以上の間隔で植栽する場合は1本当たり6m²の造景（ランドスケープ）面積としてカウントできる

②公開空地のコードの事例

公開空地の造景（ランドスケープ）については下記の条件が定められている。

- ・敷地面積の20～50%を造景（ランドスケープ）としなければならない
- ・全体面積の1/2以上の造景（ランドスケープ）は敷地と同じ高さでなければならない
- ・休息施設および造景（ランドスケープ）施設を設置しなければならない
- ・公開空地の1/3は法的造景（ランドスケープ）面積に算入可能
- ・12cm以上，葉張3m以上，樹高5m以上の木を3m以上の間隔で植栽する場合は1本当たり6m²の造景（ランドスケープ）面積としてカウントできる

景観緑三法への対応と今後の課題

前記のランドスケープコードは，今後の日本における景観緑事業の重要なファクターの一つであるが，次のような検討を行い，実現していくことが必要不可欠である。

その第1は，ランドスケープコードの調査・研究である。前記したような世界各国のランドスケープコードの実態をとりまとめることと同時に，その効果と問題点を抽出すること。第2に，これらの制度が果たして日本になじむかの検証と日本において実現するための諸課題を整理し，土地の

所有制度やその他の法令や制度との調整を図ることである。

そのために当協会ではこれまで以上に積極的にこの課題に取り組み，景観緑事業の推進に邁進していく所存である。

当協会ではこれまでも，景観緑三法の制定に向けて国等に会長名で要望書を出すなど，推進活動を展開してきたところであり，また冒頭に記したように，景観緑施策の立案に資する技術者養成の一助としてRLA資格制度の普及に努めている。

しかしながら，前記したように景観行政はどうしても都市景観デザインという狭い意味でとらえられがちであり，この景観法案の運用如何ではいわゆる都市景観整備の域を出ない危惧もある。この課題に対しては，景観緑法案がアーバンプランナー，アーバンデザイナーだけの領域ではなく，ランドスケープにかかるRLAや造園の職能を必須としていることを強調しておきたい。

本来，景観とはまさにランドスケープを意味し，地の風景の骨格構造の上に図のデザインが合わさって全体の景を成す。大地と自然の恵みの上に人間活動が展開することで風景が形成される。この地と図の関係性を解き明かし，その美とアメニティを追求するランドスケープアーキテクトが求められるのである。

景観10年，風景100年，風土1000年といわれる。ランドスケーププランナー，ランドスケープアーキテクトは，決して景観概念が都市デザインという狭い領域に矮小化されることのないよう，景観緑法案の趣旨を全国各地に普及啓発する責務を担うとともに，ランドスケープの世界を地と図の関係性，さらには時間と空間の関係性，自然と暮らしの関係性の中で構築していく使命感を持って，都市づくり，地域づくりに邁進していかねばならない。